

さくら坂南地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		さくら坂南地区地区計画
面 積		約 5.3ha
基本となる規制	用途地域	第一種低層住居専用地域
	容積率 建ぺい率 高さ制限 壁面後退距離	100%以下 50%以下 10m 1.0m
	高度地区	—————
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)戸建住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定するもの (3)集会所
		建築物の敷地面積の最低限度
		150㎡
		建築物の高さの最高限度
		—————
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩や形態は、良好な住環境に調和するものとし、周辺の住環境を損なわないものとする。
	垣又は柵の構造の制限	地区内道路に面する部分の垣又は柵（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はパイプフェンス、ネットフェンスとする。
	備 考	さくら坂南地区地区計画の決定 平成23年3月29日